

令和2年4月13日

工事関係業者 様

伊勢崎市契約検査課

新型コロナウイルス感染症に係る工事における対応について

令和2年4月7日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7つの都府県に出されたこと及び市内の感染者増加を踏まえ、本市発注の施工中の工事における一時中止措置等の対応や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について以下の通り取り扱いたしますので、よろしく願いいたします。

1. 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症に係る一時停止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要がある場合、工期の見直しや一時中止の対応等、必要な措置を適切に行わせていただきます。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責めによらない事由によるものとして取り扱いたします。

2. 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動が

なされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、適切な対応を宜しくお願いいたします。